

⑤ サービス内容に関する相談窓口

窓口責任者： 福田 惇

ご利用時間： 月、水、金 9:00～19:00 火 9:00～17:00 木、土 9:00～13:00

ご利用方法： 電話 06-6432-7666

面会 まごころ薬局

兵庫県尼崎市武庫之荘 6-24-11 セビーヌ武庫之荘一番館 104

⑥ お客様へのお願い

サービス利用の際、介護保険被保険者証の提示をお願い致します。

当時業者は、サービス内容説明書および重要事項説明書に基づき、居宅療養管理指導サービス内容および重要事項の説明を致しました。

令和 年 月 日

事業者 住所:兵庫県尼崎市武庫之荘 6-24-11 セビーヌ武庫之荘一番館 104

事業者名: 株式会社コーディアル

代表者: 福田 惇

説明者 所属:まごころ薬局

氏名: 福田 惇 印

私は、重要事項説明書に基づき、居宅療養管理指導サービス内容および重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住所:

氏名: 印

代理人 住所:

氏名: 印

まごころ薬局

まごころ薬局

居宅療養管理指導重要事項説明書

1. 居宅療養管理指導事業者の概要

名称・法人の種別： 株式会社コーディアル

代表者： 福田 惇

所在地・連絡先： 兵庫県尼崎市武庫之荘 6-24-11 セビーヌ武庫之荘一番館 104

2. 事業所の概要

① 事業所の名称及び事業所番号

事業所：まごころ薬局

所在地・連絡先：兵庫県尼崎市武庫之荘 6-24-11 セビーヌ武庫之荘一番館 104

事業所番号：3007077

管理者：福田 惇

② 事業所の人員体制

管理薬剤師 1名 薬剤師 4名 医療事務 3名

③ 職員の勤務体制

管理者・医療事務 正規の勤務時間帯

④ 営業日および時間

月・水・金 9:00～19:00

火・木 9:00～17:00

土 9:00～13:00

営業しない日：日曜日・祝日

※上記の時間帯は薬局の開局時間ですので、居宅管理指導に関しては営業時間外も対応致します。

3. サービスの内容と費用

① サービスの内容

種類：薬剤師が行う居宅療養管理指導

内容：医師または歯科医師の指示に基づき、薬剤師が利用者の居宅を訪問し、利用者に対して薬学的な管理指導を行う。

② 費用

(ア) 居宅療養管理指導利用料

介護保険適用者・・利用料 1 割負担または 2 割負担

・月4回までの訪問 1 回につき 517 円または 1034 円

最大月額 2068 円または 4136 円

(イ) 麻薬等の特別な薬剤が使用されている場合

・1回当たり +100円(1週に2回、かつ1月に8回までを限度)

* 居宅において疼痛緩和のために別に厚生大臣が定める特別な薬剤の投薬がおこなわれる場合、別に厚生大臣の定める金額を加算します。

(ウ) 交通費

原則として、負担金なし。

(契約外の場所における服薬指導サービスは、利用者と相談のうえ実費負担していただく場合があります)

③ 利用料等のお支払方法

薬剤の配達時に現金にて頂戴致します。

④ 事業所の特色等

(ア) 事業の目的

要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方箋に基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、まごころ薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導を提供することを目的とします。

(イ) 運営方針

(A)

指定居宅療養管理指導の提供にあたっては、医師または歯科医師の指示に基づき、薬学的管理指導計画を策定し、利用者の心身機能の回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行います。

(B)

指定居宅療養管理指導の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導または説明を行います。

(C)

常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを行います。

(D)

各利用者について、提供した療養管理指導の内容について、速やかに管理記録を作成し、医師または歯科医師に報告いたします。

(E)

利用者の療養に資する等の観点から、当該利用者に直接関わる上記関係者に必要な情報を提供する他、医療連携の観点から、上記以外の医療、介護関係者に、業務上知り得た、利用者または、その家族の状況を提供させていただく事がありますが、関係者以外に、秘密を他に漏らすことはいたしません。